團 5.2.14 1453

一、従業者ニハ休業セシムルコト
二、従業労働者ニ休暇券ヲ交付セシムルコト
但シ二枚目ノ券ハ無効タルヘシ
候也
前回ノ従業者日週ヲ出来得ル限リ従業者ニ與フル休暇券ト致シ尚ホ市ヨリ公務之外ハ來ラルヘキモノニ休日ヲ得ルモノトセル當該休暇券ヲ與ヘラル事実ナリ
ト述ヘ午前十時五十分何等不穏ノ行動ナク退出セリ

二月八日付、
市電協調会ヨリ協調ニ関スル件、
本日会長協調会ノ協議ヲ協議セリ。
右
芝区南佐久間町一ノ一八、

財團法人 協調會